

まえがき

予想される気候変動に伴う降雨量の増大に対して、河道改修や洪水調節施設の整備を基本とする「河川で安全を確保する治水政策」で対処することに加え、「流域における対策で安全を確保する治水政策」を重層的に行うべきであるという指摘が、社会資本整備審議会によって、平成 20 年 6 月に出された「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方（答申）」の中でなされている。

そこで、「流域における対策で安全を確保する治水政策」の具体的な実践例として、「流域一体となった浸水被害軽減策」として実施されている流域での遊水機能を活用する施策やそれに資する土地利用規制等の制度的取り組みの事例について調査を行った。

調査に当たっては、まず流域一体となった浸水被害軽減策の具体事例として、既存の遊水機能を有する区域を維持・活用した施策が実施されている事例を対象に、文献調査および関係機関へのヒアリング調査を行った。また、流域治水施策としてまちづくり等において土地利用のコントロール等へ積極的に取り組んでいる事例として、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会安全・安心まちづくり小委員会において挙げられた地方公共団体による施策の中で既に条例が制定された事例を対象に、文献調査および関係機関へのヒアリング調査を行った。そして、これらの結果について、各事例の特徴の整理を行い、その類似点を見出し、流域一体となった浸水被害軽減策を検討する上で、着目すべき視点について整理を行った。

なお、本調査は、筆者の任期付研究官としての在任中（平成 20 年 4 月～平成 24 年 2 月）のうち、特に気候変動適応研究本部（平成 21 年 4 月～）にて実施したものである。本報告は、この調査で収集した事例について取りまとめたものである。